

みどり市景観計画

Midori City Landscape Plan

概要版



みどり市
令和3年6月

はじめに

■背景と目的

市全体で共有できる理念や方針などを定め、地域の景観的課題に対処するとともに、地域の個性を活かした新たな魅力を創出し、それらを良好な形で次世代に引き継ぐことを目的とします。

第1章 景観に関する現状と課題

本市の景観資源を5つに分類し、その現状(特性、問題点)と課題を整理しています。

■景観資源の種別(5つの景)

本市には、みどり豊かな山並みやうるおいのある水辺が生み出す自然的景観、多くの史跡や文化財が生み出す歴史的景観、落ち着いた田園風景など土地利用によって生み出される日常生活景観など、様々な種類の景観が存在しています。

		うるおいの景 (P12)	水辺が創出する景観資源 
生活の景 (P8)	現在の産業や生活を反映する土地利用でみられる、市民の生活に関連する景観資源 	歴史の景 (P14)	過去の社会・経済や文化、まちづくりの状況等の歴史的な流れを伝える景観資源 
みどりの景 (P10)	山並みと自然が織りなす景観資源 	にぎわいの景 (P16)	観光地、地域に馴染みのある伝統的な祭り行事などから創出されるにぎわい 

第2章 良好な景観形成の基本的な考え方

本市の景観資源に関する現状と課題をふまえ、基本理念と基本方針を定めています。

■基本理念(P18)

良好で特色のある景観を創出・保全し、地域の魅力を向上させ、交流人口の増加や定住人口の減少抑制を図るため、景観形成の基本理念に基づき、地域に活力を生み出す景観づくりに取り組みます。

【基本理念】 豊かな自然と歴史に彩られる 輝くみどり

■基本方針(P19)

基本理念を達成するために、景観形成の基本方針を定め、良好な景観形成を進めます。

生活の景 (P20)	■土地利用に応じた魅力ある景観づくり(住宅地、商業地、工業地、農業地)
みどりの景 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な山並み景観の保全 ■山林や樹林の保全・活用 ■自然景観、自然環境の保全・育成 ■良好な自然環境と調和した集落景観づくり ■自然資源と鉄道が調和した景観づくり
うるおいの景 (P22)	<ul style="list-style-type: none"> ■うるおいのある景観づくり ■水とみどりの拠点づくり ■水辺空間の適切な維持管理
歴史の景 (P23)	<ul style="list-style-type: none"> ■歴史的街並みの形成 ■史跡・文化財の保存
にぎわいの景 (P24)	<ul style="list-style-type: none"> ■観光資源を活用した魅力ある景観づくり ■伝統文化の継承とにぎわいのある景観の保全 ■にぎわいのある景観の創出

() 内のページ番号は、みどり市景観計画のページ番号を示しています。

■ 景観計画区域 (P19)

市全域で良好な景観形成を図るため、本計画の対象となる景観計画区域は、本市全域とします。

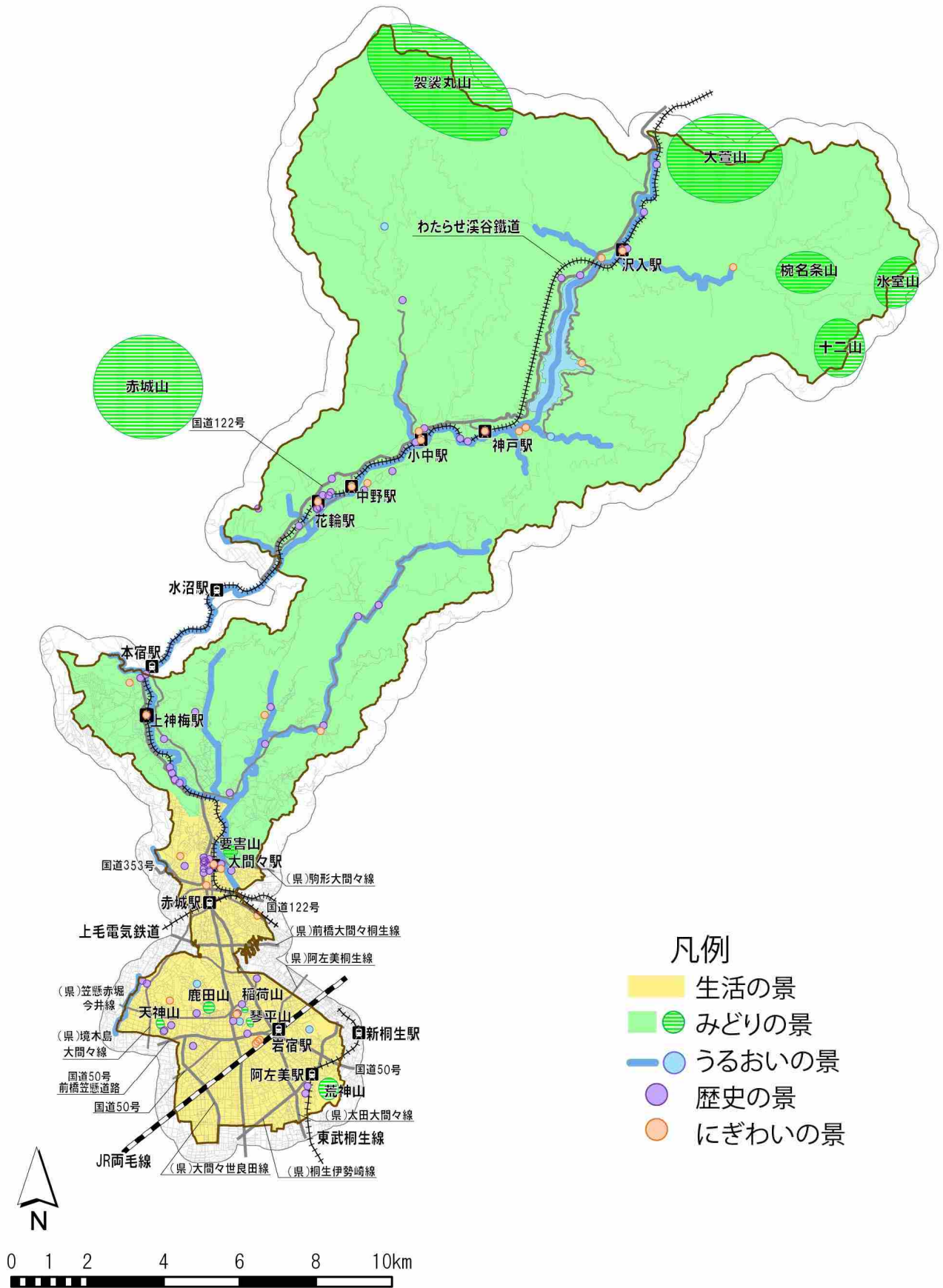


図 みどり市の景観資源

■ 行為の実施にあたっての主な流れ(P27)

良好な景観を形成するために一定規模以上の行為に関する届出制度を設け、景観形成基準(行為の基準)を定めます。建築物の建築などを行う際は、景観法及びみどり市景観条例に基づき、下記の流れで景観形成基準への適合を確認します。

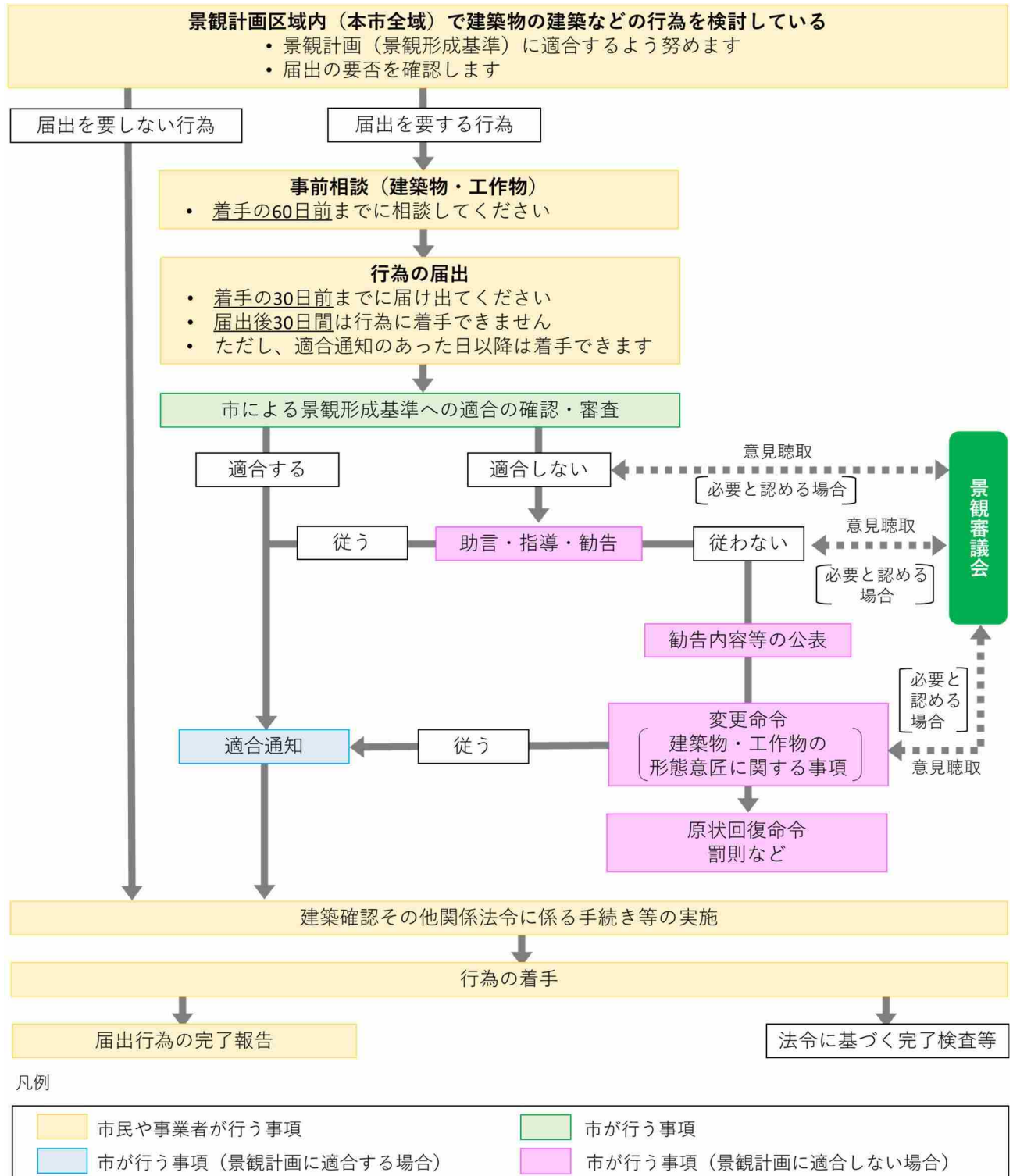


図 届出の流れ

■届出の対象となる行為(P28)

次に掲げるものを届出対象行為とします。

表 届出の対象規模

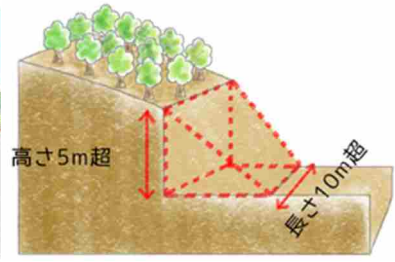
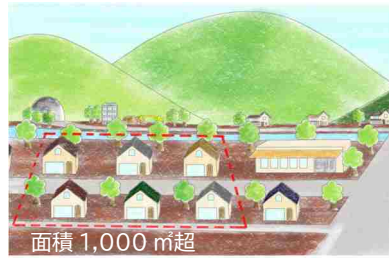
建築物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	
<p>高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超えるもの</p> <p>[適用除外]</p> <p>次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。</p> <p>(1) 改築、増築に係る部分の床面積の合計が 10 m²以下のもの</p> <p>(2) 工事に必要な仮設の建築物</p> <p>(3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が 10 m²以下のもの</p> <p>(4) 改築で外観の変更を伴わないもの</p>	<p>高さ 15m又は建築面積 1,000m²を超えるもの</p>
工作物の新設、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	
<p>① 柵、塀、擁壁の類</p>	<p>高さ 2mかつ長さ 50mを超えるもの</p> <p>塀・擁壁など</p> <p>高さ 2m かつ長さ 50m を超えるもの</p>
<p>② 電波塔、物見塔、装飾塔の類</p> <p>③ 煙突、排気塔の類</p> <p>④ 高架水槽、冷却塔の類</p> <p>⑤ 鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類</p> <p>⑥ 彫像、記念碑の類</p> <p>⑦ 電線路又は空中線系 (その支持物を含む)</p>	<p>高さ 15mを超えるもの</p> <p>(建築物と一体になって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)</p> <p>煙突・電波塔など</p> <p>高さ 15m を超えるもの</p>
<p>⑧ 観覧車等の遊技施設の類</p> <p>⑨ アスファルトプラント等の製造設備</p> <p>⑩ 自動車車庫の用に供する立体的施設</p> <p>⑪ 石油等の貯蔵・処理施設</p> <p>⑫ 汚水処理施設等の類</p> <p>⑬ 太陽光発電施設、風力発電施設の類</p>	<p>高さ 15m又は築造面積 1,000 m²を超えるもの</p> <p>(建築物と一体になって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)</p> <p>高さ 15m 又は築造面積 1,000 m² を超えるもの</p>
<p>[適用除外]</p> <p>次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。</p> <p>(1) 建築物と一体となって設置されるものの新設で、高さ 1.5m以下のもの (⑧～⑬にあつては、新設に係る部分の築造面積が 10 m²を超えるものを除く。)</p> <p>(2) 改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの (⑧～⑬にあつては、改築又は増築に伴い増加する部分の築造面積が 10 m²を超えるものを除く。)</p> <p>(3) ⑬にあつては、みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の規定による許可を受けて行うもの</p> <p>(4) 工事に必要な仮設のもの</p> <p>(5) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>	

開発行為、土地の形質の変更(土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更)

面積が 1,000 m²を超えるもの又は法面若しくは擁壁の規模が高さ5mかつ長さ10mを超えるもの

[適用除外]

農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更
(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く。)



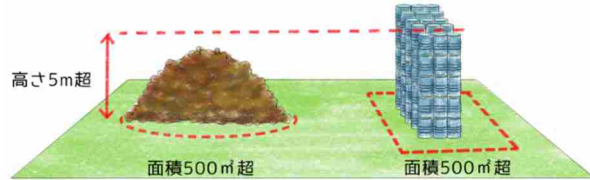
面積が 1,000 m²又は法面・擁壁の高さ 5mかつ長さ 10mを超えるもの

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

高さ5m又は面積500m²を超えるもの

[適用除外]

堆積の期間が90日を超えないもの



高さ 5m 又は面積 500 m²を超えるもの

[適用除外]

次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。

- (1) 見通すことができない場所における行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としての行為
- (3) 災害のため必要な応急措置としての行為

■ 景観形成基準 (P31)

景観形成基準には、生活の景とみどりの景についての「一般基準」と、うるおいの景と歴史の景についての「特別基準」を設けます。なお、にぎわいの景については、イベントや祭事などにより創出される情景など(無形)であり、届出対象行為に該当しないことから景観形成基準は設けません。

行為の場所により、生活の景とみどりの景のいずれかの「一般基準」に適合させます。かつ、その場所がうるおいの景や歴史の景の景観資源に隣接する場合は、いずれか又は両方の「特別基準」にも適合させます。

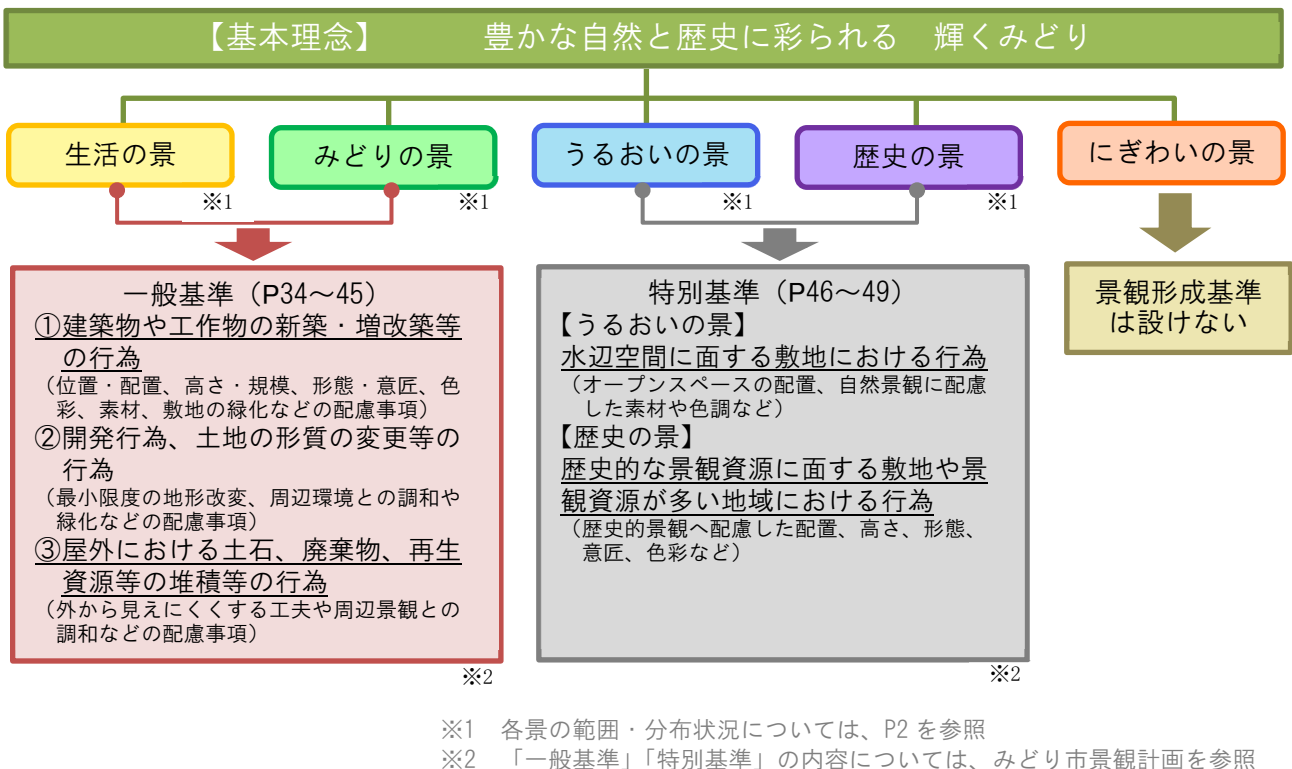


図 景観形成基準の考え方

■景観重要建造物の指定の方針(P50)

本市にある建造物のうち、地域のシンボルとなるものや景観形成に重要な役割を果たしているものを、景観法に定められた「景観重要建造物」に指定することで、本市固有の良好な景観の保全や建物の活用を図っていきます。

【指定の方針】

次の2つの要件を満たすもの

《要件1》地域の自然・歴史・文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの

- 地域の特徴的な景観を創出するシンボルとなっているもの
- 市民に広く認識されて地域のランドマークになるなど、長年慣れ親しまれているもの
- 町家や蔵など、本市のまちの歴史に由来する伝統的建造物とそれらの伝統的建造物と一体となった景観を構成している堀や敷石、庭園など

《要件2》道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの

■景観重要樹木の指定の方針(P51)

本市にある自然景観のうち、地域のシンボルとなる樹木や景観形成に重要な役割を果たしている樹木を、景観法に定められた「景観重要樹木」に指定することで、本市固有の良好な景観の保全や活用を図っていきます。

【指定の方針】

次の2つの要件を満たすもの

《要件1》地域の自然・歴史・文化等からみて、樹高や樹形が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの

- 地域の特徴的な景観を創出するシンボルとなっているもの
- 市民に広く認識されて地域のランドマークになるなど、長年慣れ親しまれているもの
- 伝統的な自然景観や歴史的まちなみの要素となっているもの
- 樹高や樹形が美しく、周辺の景観形成に良好な影響を与えているもの

《要件2》道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの

■屋外広告物(P52)

屋外広告物は景観まちづくりを実施する上で大きな影響を与えることから、本市に適用されている群馬県屋外広告物条例の適切な運用を引き続き図るとともに、今後は、必要に応じて、景観計画及び群馬県屋外広告物条例を参考とした本市独自の表示・掲出に関する基準を定め、屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。

■景観重要公共施設(P53)

本市の景観の骨格を構成している道路、河川、都市公園等で景観形成上特に重要なものを、景観法に定められた「景観重要公共施設」に指定し、その整備や利活用を図ることで先導的に景観まちづくりを推進します。

【指定の方針】

- 第2章の「良好な景観形成の基本的な考え方」を推進する上で特に重要な公共施設
- 地域の特徴的な景観を創出するシンボルとなっている公共施設

■景観重点地区の指定の方針(P54)

景観計画区域(本市全域)のうち、地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図っていく地区をみどり市景観条例に基づき景観重点地区に指定します。

【指定の方針】

- 地区の景観特性が色濃く表れているなど、一体的な景観の形成が求められる地区
- 地域住民などが主体となって、地域の美しい景観を守り、活かし、つくり、育てることを目指す地区

■景観まちづくりの推進体制(P55)

①市民、事業者及び行政の連携・協働による景観形成の推進

良好な景観形成を推進するためには、ボランティア団体やNPO等も含めた市民や事業者の理解と協力が必要です。

そのため、本計画に位置づけた景観形成の基本的な考え方を共有し、その実現に向けたまちづくりを、市民、事業者及び行政の連携・協働により推進します。

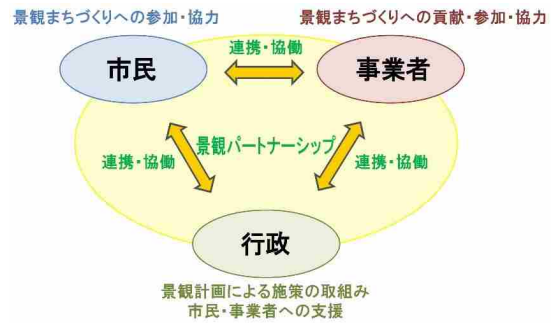


図 景観まちづくりの推進体制

表 市民、事業者、行政の役割

市民	● 良好な景観形成に関する理解を深め、市や県、国が実施する景観形成を推進するための施策に協力します。 など
事業者	● 事業活動を行う際は、景観の質を高めるように努めます。 など
行政	● 市民や事業者に対し、景観計画や景観まちづくりの制度の周知や講演会の開催など、景観に関する情報を発信し、景観への関心を高める取組みを行います。 など

②景観審議会の設置

良好な景観形成を推進するため、学識経験者等で組織される景観審議会を設置し、景観形成に関する重要な事項について、景観審議会の意見を聴くこととします。

【景観審議会で審議する主な事項】

- 景観計画の変更
- 景観重点地区の指定・変更
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定・変更
- 届出対象行為に対する助言・指導・勧告・命令
- その他景観形成に重要な事項

③庁内検討体制の確立

各分野の総合的、一体的な取組みが重要であることから、庁内の横断的な組織・会議を設置するなど、推進体制を強化し、景観まちづくりを推進します。

■景観まちづくりに向けた取組みや施策の展開(P57)

景観まちづくりの推進に向けて、景観法や関連法に基づく取組みを展開し、各種制度を活用しながら、本市の良好な景観を維持、保全、創出します。

景観計画や景観まちづくり制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ■景観計画の周知 ■景観まちづくりに関する情報提供 ■市民等提案制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■表彰制度の活用 ■参加型イベントの開催
具体的な施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ■屋外広告物条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■景観重要公共施設の指定と整備 ■景観重点地区の指定 ■空き家や空き店舗の適正管理

みどり市景観計画(概要版)

令和3年6月

発行 みどり市

編集 みどり市 都市建設部 都市計画課

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511

電話：0277-76-1903(直通) FAX：0277-76-1951

電子メール：toshikeikaku@city.midori.gunma.jp